生人少甲達第6号令和6年3月12日

この要領は、子供対象・暴力的性犯罪が、子供の心身に深刻な影響を与え、保護者や地域住民に大きな不安感を与えるものであるとともに、子供対象・暴力的性犯罪の前歴を有する者は、再び子供対象・暴力的性犯罪を引き起こす危険性が高いことに鑑み、法務省から子供対象・暴力的性犯罪を犯して刑務所に収容されている者について出所情報の提供を受け、これらの者が、出所後に再び子供対象・暴力的性犯罪を犯すことを防止し、又は子供対象・暴力的性犯罪その他の性的犯罪が発生した場合における迅速な対応を図るために必要な措置について定めることを目的として制定したものである。

## 主な概要は、

子供対象・暴力的性犯罪の定義 再犯防止措置実施体制の確立と報告等 再犯防止措置の実施方法 再犯防止措置実施上の留意事項 再犯防止措置対象者の登録解除等 他都道府県警察との連携等 関係機関・団体との連携 である。